平成２８年（フ）第３８０４号
大阪府守口市文園町５番26号
債務者　福島　浩三
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０５号
大阪府守口市文園町５番26号
債務者　福島　美佳
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６号
広島市中区十日市町２丁目３番14―406号
ＹＹビル十日市
債務者　黒川　雅代
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　竜二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１号
愛媛県伊予市下吾川1187番地２　ハーモニー16Ａ103号
債務者　松本　好正
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３２号
愛媛県伊予市下吾川1187番地２　ハーモニー16Ａ103号
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３７号
高知市十津３丁目20番24号
債務者　片岡佐知子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９０号
福井県勝山市若猪野２号10番地、住民票上の住所福井県勝山市鹿谷町志田第16号26番地１
雇用促進住宅１―202号室
債務者　大**西**　正浩
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1497番地３
債務者　大久保由実
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７号
沖縄県宮古島市平良字下里228番地１　県営平良団地Ａ棟604号
債務者　與**那覇**榮子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第６４号
山口県下松市大字末武中1397番地３　パインハウス101号
債務者　松本　春香
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３１０号
愛知県西尾市寄住町佃48番地１
債務者　冨樫　珠美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目13番地10　クレール　ワン201号室、前住所愛知県西尾市亀沢町494番地３　マーテルヒルズ亀沢１階Ｃ号室
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
函館市大川町２番２―203号
債務者　渡辺　匡人
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４０号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目20番21号
債務者　竹内　健太（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４２号
函館市新川町16番10号
債務者　石井　聖子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４４号
函館市本通４丁目17番28号
債務者　中村　砂織
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４５号
函館市湯川町１丁目３番３―601号
債務者　目谷　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所